

議案第24号 小松島市自転車競走実施条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

災害その他の理由により、小松島競輪場での開催が困難な場合について、他の競輪場で小松島競輪を開催することができるよう改めるもの。

小松島市自転車競走実施条例(昭和37年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(使用競輪場)</p> <p>第3条 市が行う競輪は、小松島競輪場において開催する。</p>	<p>(使用競輪場)</p> <p>第3条 市が行う競輪は、小松島競輪場において開催する。 <u>ただし、小松島競輪場での開催が困難な場合であって、市長が特に必要と認める場合は、小松島競輪場以外の法第4条の規定により設置された競輪場において開催することができる。</u></p>	<p>追加</p>